

## 堺市社会的養育推進計画 第5回懇話会

日 時：令和7年3月5日（水）10:00～11:20  
場 所：堺市役所 本館3階 大会議室1

○司会 お待たせいたしました。ただ今より、堺市社会的養育推進計画懇話会を開催いたします。本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます、堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課課長の立道でございます。よろしくお願ひいたします。

最初に、本日配布の資料等について確認をいたします。

### ※ 資料等説明

資料等はすべてそろっておりますでしょうか。この懇話会は、懇話会要綱 第6項に基づき公開となっておりますのでよろしくお願ひします。現在1名の傍聴者がいらっしゃいます。本日の会議内容は、会議録作成のために録音させていただきます。また、会議録につきましては、堺市のHPへ公開させていただきますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。それでは、これ以降の進行は伊藤座長にお願ひいたします。

○伊藤座長 皆さん、おはようございます。年度末のお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。本日、今年度最後の懇話会になります。本日の議事は、次第にございます通り、パブリックコメントの結果についてと堺市社会的養育推進計画（案）に関する議事となります。限られた時間ではありますが、円滑な議事進行と活発なご議論にご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。なお、冒頭申し上げました通り、本日、5回目で、計画策定に向けての最後の会になっております。会議の最後に、委員の皆様に一言ずつコメントいただきたいと思っていますので、心の準備とコメントの準備をよろしくお願ひいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議事の1つ目です。「パブリックコメントの結果について」ということで、ご説明の方、事務局からお願ひいたします。

○事務局（岩本） 「資料 1. 堺市社会的養育推進計画（案）についてのご意見の要旨と本市の考え方」 説明

○伊藤座長 ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様からご質問ご意見、ご発言お願いしたいと思います。いかがでしょうか。もともと堺市は市長が変わる前の時の計画の中で、すごく前ですけれども、政令指定都市なので、市立の児童自立支援設を建設する計画が確かにあったんです。けれども、その後、いろいろ事情が変わって、その計画自体はなくなって、今、事務局から説明があった通り、柏原市にあります大阪府立の修徳学院の中に、2寮を作つて、そこで事務委託をしながら継続をするという方針を立てています。市の考え方として、ランニングコストということも出てきているんですけれども、この会議の中でも話し合われたと思いますが、堺市から毎年、児童自立支援施設を必要とするお子さんたちの人数に鑑みて、一つの児童自立支援施設を建設して、人件費、必要な教員と専門職と雇用して、こどもさんを入所させて、そこのいろんな事務費、事業費含めて、考えていった時に、堺市として、建設する、開設するよりも、修徳学院の中に2寮を設けた方がいいだろうという判断で、このように進んでいるっていうことですね。その件についていかがでしょうか。

○神田委員 定員10名のそれぞれ男女10名の新寮舎を建設されて、参考で現時点での入所の子どもたちの数がどうなのかということと、ほぼ一年経過をする中で、大阪府からの何

か意見とか要望とかが、もしあれば教えていただきたいです。

○事務局 修徳学院に男子が7名、女子が3名のトータル10名。そして、修徳学院以外の施設で、阿武山学園に男子が1名、若葉学園に男子が1名ということで12名です。

○伊藤座長 神田委員からあった、大阪府から堺市へのなんか、要望とか。

○事務局 要望というのは、特にはないです。

○伊藤座長 じゃあ、事務委託を進めている中で、何かこう難しいこととか、大阪府からもっとこうしてほしいみたいなことは特になく、円滑に進んでいる。

○事務局 今のところ、うまくいっています。

○井上委員 職員雇用というのは、堺市さんの方で雇用されているんですか。

○事務局 職員を修徳学院の方に7名派遣をしております。市の職員として府の方に派遣、堺市の身分をもって派遣しているというところです。

○伊藤座長 堀市の身分をもって修徳学院に派遣していらっしゃるのは、職種は何なんですか。

○事務局 児童福祉司と児童心理司と。

○伊藤座長 寮担当みたいな感じですか。

○事務局 1名が心理司で、あとは福祉司ですね。

○伊藤座長 寮は担当しない。

○事務局 寮は寮長、寮母さんがいるので、その方のサポートで夜勤に入ったり、補助者としてはいっているというイメージです。

○神田委員 堀の寮舎に何人交代かで勤務されている。

○事務局 堀は2寮立てているんですけれども、その2寮に堺市のお子さんばかりを入れるというものではなくて、他市のお子さんもいます。まんべんなく入っていて、その堺の寮

舎だけに、堺市の職員が勤務するというわけじゃなくて、例えば、1番から10番まで寮舎が振られているわけなんんですけど、堺市のAさんは2寮のこの寮舎に勤務する、3寮に勤務するとかっていう形で、そこは修徳学院の中で割り振って勤務ローテーションを組んでいるという状況です。

○神田委員 新しい寮舎には、堺市以外のこどもさんも生活してる、そういう仕組みなんですか。

○伊藤座長 だから、人を出しました。建物を建てました。中の運用は大阪府とか修徳学院に委託というか、お任せをしている。そうですね。

○事務局 はい、そうです。

○伊藤座長 それで特に問題なくということですね。

○事務局 はい、そうです。

○伊藤座長 もともと、どこの自治体の児童自立支援施設も広域措置が結構多いので、若葉学園は神戸の子ばかりというわけではなく、いろんな自治体の子が来るので、寮舎の運営としては、どこの児童自立支援施設でも同じかなと思うんです。だけど、修徳学院は職員体制がちょっと特殊で、寮長・寮母っていう寮担当の主たる担当者さんは府の職員さんで、そこに補助者として入って行く人たちの中に、堺市から派遣している7人がローテで入っているって感じですね。

私の方からは、児童自立支援施設は、児童養護施設とはちょっと異なり、日常的に保護者との交流とか面会ができる施設ではないですね。例えば、年に何回かの行事とか、保護者と会える機会の時に、これは堺だけではなく都道府県単位の児童自立支援施設でもそうなんですけど、遠方の家族の方が、行きたいけど行くのが負担であったり、遠いから交通費がとか、気持ちはあるけど足が遠のくとか、その親子関係の再構築、家庭復帰に向けた家族関係調整をどう工夫するかは、結構、課題だと思うんです。大阪市の阿武山学園も大阪市立だけ高槻にあるし、神戸は市内だけど、最近は便利だけど、西の果てにある。会いに行きづらさは物理的なんですね。結構、どこの児童自立支援施設でも課題になるんですけども、堺の保護者の方が修徳学院まで会いに行くのに、やっぱり気持ちはあるけど、なかなか「不便やな」「しんどいな」みたいなところに、どうやって堺市としてサポートができるかみたいなところは、ぜひ検討しながら、配慮しながらやっていただけたらなというふうに思います。

そしたら、2つ目の議事に移りたいと思います。堺市社会的養育推進計画（案）について、事務局の方からご説明お願いいたします。

○事務局（岩本） 「資料2. 堺市社会的養育推進計画（案）」説明

○伊藤座長 ありがとうございました。内容も結構前向きに修正していただいたり、あと見やすさとか、読んでいる人へのわかりやすさを丁寧に追求して、修正していただいてありがたいと思いました。では、ただいまのご説明いただきました推進計画の案につきまして、

委員の皆様からのご質問、ご意見等を頂戴したいと思います。

○福田委員 7 ページで修正していただいた件なんですが、7 ページの一番上にある「里親やファミリーホーム等の小規模施設における権利擁護に関する取組を推進します」ということで、事務局から説明のあった内容についてはよくわかるんです。けれども読みようによつては、里親やファミリーホームが施設だよと読めるような書きぶりでもあるかなというような気がします。なので、里親、ファミリーホーム、小規模施設のような第三者が入りにくいような施設の権利擁護についてはちゃんとやりますよっていう意図はよくわかるんで、そのとおりに。僕にとっては読みにくかったんです。

○伊藤座長 そうですね。里親やファミリーホームを小規模施設で括っているように読めるので、日本語の問題ですよね。だから、家庭養護とかにするとか、里親が小規模施設みたいに読みちゃうので。

○井上委員 小規模施設の後ろに持つて行つたら。

○福田委員 里親やファミリーホーム、小規模施設等における、って気がするんですけど、続きますよね。すみません。なんか細かい指摘で。

○伊藤座長 ありがとうございます。読み手にわかりやすくっていうのが、専門的な人じやない人も多分お読みになると思うので。

○神田委員 2 点だけ。まず、先ほどご説明いただいた目次のところです。せっかくの計画なので、目次にも少し中身がわかるように第 5 節の策定項目に具体的に書いていただいているのですが、前回発言もさせていただいたんですが、第 3 章の第 2 節の策定項目ごとの取組方針等に、この中身を書いていただきたいと思います。というのは、策定項目がどうなのかと市民の方が見られて、3 ページを開けると項目しかないのです。6 ページの策定項目ごとの取組方針には、それぞれの項目の中身が書いてあります。なので、3 章の第 2 節の中に項目を入れていただけないかなと思います。

○伊藤座長 第 3 章の第 2 節のところに、この項目とページが紐付けされてるってことが大事だっていう趣旨ですね。なので、第 5 節の策定項目のところはもうさらっとこのままで、次どうせ 4 ページなので、項目がそのまま書いてあるだけですよね、目次の情報と 3 ページの情報は一緒なので、ここは削除して、第 3 章の第 2 節の下に、1 番当事者である子どもの権利擁護の取組、6 ページ、7 ページっていうふうに、そこ読みたい人が直接その項目の 9 ページだ 11 ページだと行けるように通知した方がより親切じゃないかということですね。

○神田委員 もう一点、6 ページの子どもの権利擁護ですが、今回修正された網掛けの 2 つ目の網掛けです。「子どもが理解しやすい配慮として、年齢や…」という文章ですが、分かりにくいで。 「子どもが理解しやすい配慮として」という表現を、例えば、「権利ノート等の冊子を用いて、子どもの年齢や心身の状況に応じた分かりやすい説明を実施します」等に修正してもらつたら分かりやすくなると思います。それから、意見ではなく要望ですが、このページの項目に、「措置」という言葉が出てきます。措置の用語は冷たい響きがある印

象があります。しかし、施設入所だけでなく里親さんへの委託も含まれますので、「施設入所」に置き換えるのも難しいですね。少し気になったので、あくまで、要望にしておいてください。以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。ただいまの点についていかがですかね。措置でも変わる言葉がちょっと難しいと思いますね。専門用語であったりするので難しいなと思うんですけど。

○事務局 措置っていうのは一時保護委託の措置。行政処分である措置。取組の措置っていうような使い方もしたりとか、いろいろ。なかなかこれを変換していくのが、ちょっと難しい。

○伊藤座長 これ意見聴取等措置っていうところの措置と、一時保護から措置となることにも対しての措置って、意味が違う措置ですよね。そこは多分、違う言葉にした方が私はいいと思います。違う意味で使ってるけど、同じ措置なので、こっちの措置は施設入所っていうんだけど、こっちの措置は行政としての判断というか、実施の意味やなっていうのはちょっと分かりづらいと思うので、どうしても措置という言葉を使わないといけないところだけ措置にしていただくとか、施設入所の時は措置にするけど、それ以外のところは措置じゃない言葉を使うとか。なんかちょっと措置が複数の意図で用いられているので、統一した方がいいかなとは思いますね。確かに。

○神田委員 例えば、措置（施設入所等）とか。ご検討をくださいますか。

○伊藤座長 そうですね、ご検討お願いします。他いかがでしょうか。

○丸山委員 8 ページの「妊産婦等生活援助事業の取組」のところで、今後、「拡充して支援することについても検討します」という報告があつて、私もどこで検討するのかと思って、これずっと見てたら、一番最後の用語説明のところの、22 ページの家庭支援事業の d のところで、子育て世帯訪問支援事業、「家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦ヤングケアラー」っていう文言があると思うんですけど、ここで妊産婦のことを拡充しはるんかなと思ってホームページを拝見したんですけど、ホームページには妊産婦っていう文言が載ってなかつたんです。これはこの計画が確定すれば、ホームページも連動していくということですか。

○事務局 今の 22 ページの d の子育て世帯訪問支援事業と、今、丸山委員がおっしゃっていた妊産婦の事業とは、全然別だというふうに理解しております。3 の(1)の妊産婦等生活支援事業につきましては、国が示す実施要項がございますが、それを堺市としても取り組むのか、もしくは違う形で、例えば、できるかどうかわからないですけれども、ショートステイとか、トワイライトステイの対象者を広げるとか、そういったところの既存の取組を拡充して特定妊婦の事業と思っています。今言っている 22 ページの部分とは違う視点で取り組みたいなとは思っています。検討する場所については、府内で議論しまして、そして、かかるべき時に、この計画の評価検証をしていただくのが、8 年度とか 9 年度とか 10 年度とか、毎年毎年やっていくんですけれども、そういった時に進捗状況をまたご報告させていた

だければなというふうに思っています。これは他の事業も同じような考え方で思っています。

○伊藤座長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。私の方から 2 つなんんですけど、1 つは 6 ページの「こどもへの意見聴取等措置の取組」の 2 つ目のポチで、「IFCA 発行の絵本を用いて新しい生活が始まること」を書いてあるんですけど。その下に「権利ノートの冊子を用いて」ってあるんですが、IFCA の絵本がどんなんかとか、堺市の権利ノートがどんなんかがわからないので、参考資料でつけたらいいのかなっていうのは思いました。どう違ってどう一緒なのかとか、どういう内容のもので、どう用いて説明するのかなっていうのが、知ってる人は知ってるけど、知らないとわからないし、IFCA 発行の絵本は、ホームページで探そうと思えば探せるかもしれないけど、堺の権利ノートは PDF で落とせるかな、落とせないかなとか思いましたので。どういう内容なのかなっていうのは気になるかなと思いました。2 つ目が児家センについてで、8 ページの上から 2 行目の見出しが、「児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組」って書いてあるんですけど、内容を読むと機能強化については書いてあるけど、設置促進は書いてないんですよ。後ろの 18 ページのところを見ても、今、1 箇所だけど 2 箇所、3 箇所増やしていきましょうって書いてないんですね。ずっと 1 なので、設置促進に向けた取組はしないんじゃないのと思って。「設置促進」っていうのはとってもいいのかな。それとも取らずに、ここは思いがあつて残しているんであれば、それを教えてもらえたっていうのが一つです。設置促進するのって、18 ページでね、設置施設ずっと令和 11 年まで 1 施設のままなのでということです。3 つ目が、10 ページの里親支援センターのことと、この懇話会の中でも、里親支援センターのことを話し合った時にも議論をして、「令和 11 年度末までに里親支援センター 1 箇所の設置を目指します」っていうところなんですかけれども、こっちの数値目標のとこ見ると、「1」って書いてないんですね。「ニーズを踏まえて検討」となってて、ここと矛盾するかなと思ったんです。「令和 11 年度末までに 1 箇所設置する」。だけどこっち見たら「ニーズ踏まえて検討」となってるから、だから令和 11 年までに 1 個建てるみたいなことを書いた方が良いのか、もしくはこっちの本文の方を直すのか。でも本文の方を直す。ちょっと後ろ向きになる印象があるんですけど、こここの矛盾が気になりました。座長の立場から恐縮ですが、以上です。

○事務局 3 点いただきまして、1 つ目の IFCA と権利ノートの分につきましては、確かに皆さん、存じ上げないという方が大半だと思いますので、何かホームページ上で、この計画を公表するときに、別冊とかもつけるんですけれども、参考で、リンク貼るとか、資料としてつけるとか、そういったところは検討させてもらえたならなというふうに思います。2 点目の児家センの話です。「設置促進」っていう部分のお話ですかけれども、タイトル・見出しつきましては、国の策定要領通りに全部並べてまして、その設置促進に向けた取組っていうところは、そのままにさせていただきたいなと思っています。堺市として設置促進っていう部分について、1 箇所を 2 箇所、3 箇所にするっていうような意図は、今のところこの 5 年間ではございませんので、とにかく児家センの機能強化、支援の充実とをメインに考えて書かせていただいているというような状況です。里親の部分で本文と、その指標の部分でミスマッチが起きているという点ですかけれども、堺市としては 11 年度までなんとか 1 箇所を作つていければというような思いはございます。ですので、整合性が取れるように、本文なのか、指標の方なのか、何らかの形で、わかりやすく見やすくしていければなというふうに思います。修正加えさせていただきます。

○伊藤座長 ありがとうございます。児家センのところと、里親支援センターのところが悩ましいなって思うのは、今、堺市の 1 カ所の児家センが、里親支援のフォースターリング機関としての役割も結構担ってくれていて、もちろん、その児家センの設置運営要項の中のやる

べき業務の中の一つに里親支援があるのでやってくれているんですけど、その部分しか今はない。多分、堺で里親支援をやってる民間団体があって、そんな中で里親支援体制を強化していくのに里親支援センターをちゃんと作らないとねっていうようなところで今やっているところが児家センとしての里親支援であって、国が求めていた新しく制度化した里親支援センターっていうのは、本当にその里親支援に特化した専門機関として、設置しましょうねっていうふうに作られた、新しく制度化された児童福祉施設なので、それを令和 11 年度までに、どうして行くのっていうところが、全国の設置状況とかを見ながら、1 頃所は設置したいよっていうところは書いてるんですけども、だったら 1 作るみたいなのを、こっちのところで、少し思った。目標のところと、児家センとの関係がちょっと曖昧だなというふうに思います。今日、里親会の会長が欠席なので、里親の部分を多分誰か他の人がコメントした方がいいかなと思ったんで、代弁しておきました。

○事務局 座長、この里親、児家センと里親支援事業のお話をもう少し丁寧にさせていただきたいと思うんですけど、座長が児童家庭支援センターの中の一つの業務として、里親支援事業があるということは、それは確かなんです。堺市として児童家庭支援センターを認可しまして、そして、民民の契約で児家センの仕事をしていただいている。里親以外にも、様々な仕事をしている。もう一個、また別に、里親支援事業を堺市として委託しているというところで、これは委託先は二つとも同じ事業者にはなるんですけども、同じ事業者に 2 本の契約を結んでいるというところで、児家センだけじゃなくて、もう一つ、里親支援事業、リクルートであったり、研修であったり、委託後支援であったり、そういったものをやっているというところで、今、この里親センターをやるにあたって、この児家センではなくて、もう一個の里親支援の委託契約の部分をどういうふうに変換していくかということ。事業者のスキル、人材確保も踏まえて考えていかなければならない。今、堺市としては、そういう現状です。

○伊藤座長 なるほど、ありがとうございます。多分、里親支援体制については、もうちょっと長期的に割と前向きに検討していかないといけないと。その一つの事業者にかかっている負担とか、分かりにくくなってるかなと思うので、それは今後の検討課題にしていただけたらと思います。ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、特に委員の先生方からご意見がないようでしたら、議事の検討ということは、すべて終了いたしましたということになります。

今日、会の冒頭でもお願いしました通り、最後の会になりますので、委員の皆様から一言ずつ、この今年度一年間、この計画作成に携わっていただいて、感想とか、堺市への要望であったりとか、期待であったりとか、どんな観点からでも構いませんので、コメントいただけたらと思います。中村委員からお願いします。

○中村委員 中村です。よろしくお願ひいたします。皆さん、この間のご議論、どうもお疲れ様でした。私の方で一つ、感想というか、意見というか、この計画自体に対しての意見ではないんですけども、この計画自体は、私はこの内容で依存はないと思っています。私が今ここでちょっと述べておきたいと思うのが、教育機関との連携をどう図っていくのかっていうところ一つ気になっているところであります。この計画の中で一通り見てみると、9 ページの、一時保護における子どもの最善の利益の保障のところで、在籍校への通学が可能となるようなっていったところで、教育委員会との連携というところで言及はされているんですけども、私がこのところ教育機関と関わりを持つところで言うと、いじめ第三者調査員やいじめ重大事態の調査員。あとは、要対協の個別ケース会議で学校の先生が来られるっていう中で、教育機関の方とお話する機会が多いんですけども、学校の負担、非常に

重くてですね、いじめ対応については、当然、法律で、今、しっかりと法律に沿って対応していかなければならぬということになっていて、それは当たり前の話ではあるんですけども、つい最近もいじめ対応について、当該市がしっかりとできていないということで国家賠償が認められたような、地方裁判所レベルの判決ですけれども。そんな新聞報道で見ていると、非常に厳しい内容になっていると。いじめの被害者の方が存在する以上、教育機関に対して厳しい判断が出るのはやむを得んとは思うんですけども、やはりそういったところで学校の仕事、なおの事、多くなってきているなという思いがあつてですね。そんな中で要対協で、教育機関がどう見られているかというと、実務者会議は機能していないんじゃないのかみたいなことを言われたりもするんです。他方、個別ケース会議になると、学校の先生、あれやつてくださいね、これやってくださいねって、やっぱり言っちゃうんですよね。そうすると、いじめ対応もせなあかんわ要対協もせなあかんわ。学校問題基本があるんだけれども。さらにいじめ対応せなあかんわ要対協の会議行って、あれせこれせ言われるわ、対応せなあかんし、こどものことよく見といってくれみたいなこと言われていて、だいぶ疲弊しているところがあり。なので、要対協とかでも、教育機関をもう少し活用したいなというところは思うんですけども、そもそもどういう制度になって、自分がどういう役割をせなあかんかということが、わからない部分おありだと思う。教育機関の負担が非常に多くなっているので、皆さん頑張ってくださいっていうだけではなくて、しっかりとそこを支えていくとか、それは人員の問題だったり、予算の問題であったり、あとはそこで活躍、活用するためにはそれなりの知識やスキルなども必要になってくると思いますので。社会的養育というか、在宅のお子さんが生活の場として長い時間を過ごすのは学校ということになると。そういったところを底支えしていくというところが、非常に大事なのかなと思っている。今回は国の示した策定要領で沿って進めていくものなので、そのところは項目として上がっていないというところがあるので、やむを得んと思いますけども、そこはまた、各自治体ですね、取り組んでいかなければならぬところなのかなというふうに思っております。以上です。

○伊藤座長 ありがとうございます。では、丸山委員お願ひします。

○丸山委員 この推進計画の懇話会に参加させてもらって、多角的に物事を取られて、いろんな方々のご意見であつたりとか、お立場の話を聞かせてもらって、より母子生活支援施設の役割を果たさないといけないなというのを改めて感じました。改正児童福祉法で、妊娠婦等の生活援助事業というのが始まってます。堺市さんは、先ほどのお話にもありましたけれども、ニーズに合わせて検討していただくっていうお考えだと思うんです。今、政令指定都市5市が、おそらくこの事業をされています。生まれた赤ちゃん、こどもさんに対しては、ここにいらっしゃる方々、その専門的なケアだったりとか、見守りとかいうのがあることは、一般的に知られていることだと思うんですけど、妊娠婦さんへの支援っていうのが、やっぱり今後、必要になってくるのかなと思います。安全に産んでいただく、まずは、最近、ゼロ日の虐待で亡くなるケースっていうのもありますし、虐待ケースで亡くなることがポンポンと増えているような気がするんですね。産んでもらって、それからお母さんが母子で生活するんだったら、うちに入ればいいし、友人行かせるのか、うちの養護施設に預けるのか、里親さんに出すのかというのも、やっぱりその妊娠期から一緒に寄り添いながら、考えられる人が近くにいることで、こどもさんたちを守っていけるのかなというふうに考えています。なので、この計画に対しては、すごく厚みのあるものを、すごい時間をかけて、検討していただいたんだなということを感じました。先ほど、岩本さんが母子生活支援施設の活用っていうところをすごく率直に言ってくださったので、私も嬉しかったですし、過去の堺の方々にも母子生活支援施設を知ってもらって、やらないといけない仕事、こどもの命とお母さんを守るっていうところも、改めて尽くしていきたいなと思いました。ありがとうございました。

○伊藤座長 ありがとうございました。では福田委員お願ひします。

○福田委員 まず初めに、これ準備って本当大変だと思っています。いくつかの自治体で、同じような会議に参加させてもらっていますけども、本当に国の指針に沿って計画を準備していくっていうものが、非常に負担感の重いものだなと思いながら、どこに必要な発言をしていくのか難しいなと思う場面も少なくありませんでした。そういう中で、いくつか見ていく中で、本当に素晴らしい準備をされて、この形に、最後、計画案が準備できたというのは、大きな成果だなというふうに思っております。また、そのプロセスに私も参加することができてよかったです。中身については、やはり子どもの権利擁護というものをどう進めていくのかということをかなり考えていこうじゃないかというところが入っていますし、また、本当に、こども、もしくは当事者の声を聞いていくんだということを実現していく中で、委員の構成もご検討いただいたんだろうと思います。また、そのこともこの計画の中身に反映されたと思いますので、まずは、この計画のプロセスで、そこが一つ達成されている今後は、実際、子どもの権利を守る、もしくは、子どもの声を聞いていくということを生かして、現場レベルで、どこまでそれができるのか、もっと言うと、子どもが自分の意見を聞かれるんだということを思えるような、社会のあり方、なんか、この計画を超えた部分でもあるのかなというふうに思いますけれども、まあそういった子どもの育ちを支え、子どもが育つ、そういう社会を目指す一つの計画になっていっているのではないかと思っています。それから、やっぱり自立支援ですね。どういう形で社会的養護の子どもたちの自立を支えていくのかというところかと思います。今後、本格的に事業が始まっていくんだろうというふうに思いますけれども、じゃあどれくらいのですね、そのマンパワーであるとか、予算とか必要なのかっていうところって、今後、また計画の実施段階で盛り込んでいただけるんだろうと思いますけども、そこらをどれくらいやるのっていうのをさらに見積もっていくって、これまた難しいこと思いながら、本来であればエビデンスベースでできたらいいんでしょうけども、本当、関係機関の声なども集めながら、事業を推進していただきたいなというふうに思っております。しゃべりだと長くなりますが、すみません。延々と喋りそうなんですけども、まあ一つ、私が思ったやはり子どもの権利擁護と自立支援、どう進めていくのかというところだろうと思います。最後にもう一個だけ、やっぱり国の指針に振り回されたくないなっていうのがあって、できれば堺市として、社会的養護体制どうしていくんだというところですね。特に、先ほど少し議論があった里親支援センターであるとか、それから児童家庭支援センターであるとか、それから、児童自立支援施設ですよね。もしくは、井上先生も来てくださっていますけども、児童養護施設、それから乳児院、そういう社会的養護関係の施設が、果たして今までいいんだろうかっていうところを国に言われるというよりも、自立的に再検討しながら、この体制を整えた先に、多分、里親委託を推進し、本格的に推進していくベースが整うんじゃないかな。そういう思いもありますので、一旦、今日、一つ提案ということだと思いますけれども、今後も引き続き、ぜひその体制のあり方については検討していただきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。包括的に、いろんな角度から、コメントをいただきたいと思います。それでは神田委員お願ひします。

○神田委員 委員の皆さんお疲れ様でございました。私は、以前に堺の現場で関わってきた者としてこの場に参加させていただいて、当時からもいろんな施策が充実しながら、また目標を持ってやっているというような姿勢に対しても、大変、心強く、頼もしく、嬉しく思っております。一方今、別の仕事もしている中で、実は今年度は、ほかの関わっているエリアで、虐待の死亡事案が続発をしておりましてね。大変な思いをしているんですけども、堺市では、その事故なくやっていらっしゃいますけど、ここにあります、子育て支援の計画と子育て支援の政策も、ずいぶん国もメニューを広げて、自治体によっては、いろんな取り組

みをやっているところも出てきているので、子育て支援施策とどうタイアップしていくかということ、それからDVですよね。大きな社会問題のままであるDV対策とのタイアップというふうに、この計画が他の計画としっかりとタイアップしながら進んでいっていただきたいなというふうに思います。そして、もう一方で、堺の施設にも少し関わっている立場でございますので、計画の中にも、今日報告があったように、サポートということも書いていただいておりますけれども、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、施設現場の大変さも実感していますので、ぜひ、そこはサポート体制を、計画推進のためによろしくお願ひしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。それでは、池尻委員お願ひします。

○池尻委員 初めて参加させていただいた、以前もやっていただいたと思うんですけど、ここまで皆さん、意見を出し合って、作り上げられたものに、今回、携われ本当に嬉しく思います。やはり、伊藤座長をはじめ委員の皆様の忌憚のないご意見っていうのもありましたし、その前に、堺市の今ここで事務局に携わっている方もそうですし、それ以外の皆様が多大な準備というものをいただいて、こうやって一つ大きくまとまることができたのが本当に嬉しいです。私も、社会的養護の出身者という立場から、こうやって意見を述べさせていただいた中で、あまりしっかりと意見が言えなかつたなっていうところもあつたりはするんですけども、本当にこの計画っていうものが、社会のためになる。社会のこどもたちのためにもそうですし、家族のためになるっていうところ、私も一人の職として、努力していくべきいいのかなと思います。本当にありがとうございます。

○伊藤座長 ありがとうございました。では井上委員お願ひします。

○井上委員 本当にありがとうございます。この養育推進計画につきましては、児童養護施設が一番影響を受けている計画であるということが事実です。実際、私も児童養護施設、堺の施設の代表として、また、乳児院をやっている施設として、ここへ参加させていただいているのかなというところで、いろいろ感じているところがありましたので、本当に、この推進計画の策定はすごくいいものであったなど。実際に、堺市さん、よく努力されて、ここまできちっとまとめ上げられたんだっていうふうなことを本当に感謝しております。ただ、ちょっと欠けている部分っていうんですか、ちょっと気になったのは、入所しているこども中心の。場合によつたら0歳から18歳、20歳ぐらいまでのこどもたちがどういうふうな生活を歩んでいくかという視点を考えながら、どう自立にもっていくかっていうことが、根本的に欠けているような気がしてゐるんですね。この推進計画が、これは国からの指針なんで、仕方がない部分はあるとは思うんですけど、その辺はやはり堺市さんの方で、そういう視点もどつかで持つていただけたら非常にありがたいなと思います。それと、小規模化、地域分散化と聞いてますけども、実際に里親さんも含めてですけども、昨日、一昨日ですか、東京の全養協の大会があつたんですけど、そこで話題に上つたことは、実際の検証ができていない。実際に里親さんから施設に帰つてくる子どもたちの検証ができていないとか、小規模から実際にギブアップして、大きな施設に戻る。そういうことがいろいろ問題になっておりました。それとこれは大阪府の方で言われていることなんですけれども、大阪府さんの方でも実際に入所待ちの子どもたちがたくさんいて、この件についても、実際、小規模化することで、一体どういうふうな、リスクの検証をきちんとできていない。それと、本当にそれが子どもの視点っていうんですか、そういうのを考えたときに、非常に今後の大きな課題の一つではないかなというふうに、実際、この推進計画を作つてある中で感じております。現に、

国では乳児院は必要ないというような意見もたくさんあるように聞きますけれども、実際、現実問題としては、乳児院が必ず必要になってくるというのもあります。ですから、本当にそういうことも踏まえまして、よく考えられたと思ってますし、本当に、堺市さんに関しては、心から感謝申し上げたいなと思っております。本当にありがとうございました。

○伊藤座長 ありがとうございました。最後に、私の方からも一言コメントをさせていただきます。あまり長くならないように、でも長くなるかもしれないですね。本当に改めまして、委員の皆様、そして、事務局の皆様、市の皆様、センターの皆様の丁寧に議論を重ねて、また、それぞれ序の方にも持つて帰つていただいて、この計画を策定するプロセスを丁寧に進めていただいたことに本当に感謝申し上げます。私も学識経験者という立場なので、複数の自治体の計画策定に携わらせていただいてますけれども、本当に丁寧に、今回、こどものアンケートを取つたり、委員の中に、実際に社会的養護で育つた当事者の方お2人入れていただいて、委員としてこの会の議論のプロセスにも、当事者の方の声をしっかりと踏まえることができたり、里親の里親会の代表の方、施設の代表の方、弁護士、母子生活支援施設の方と、本当に堺市の社会的養育を支えるいろんな立場の人に、ここに参画していただいて、本当に活発な議論を重ねた結果、作り上げた計画だなということで、本当に、内容も前向きで、充実した内容の計画になったのではないかなというふうに、嬉しく思っております。ただ、完璧な計画ってないので、これから、この計画を見直したり、この計画を立てて終わりではなくて、この後、この計画をどう実行していくかっていうプランの後がとても大事になるとは思うんですけども。この計画を実行して行くにあたって、今、複数の委員の先生方からも、もっとここの議論がしたかったなとか、こういう内容が欲しかったなあっていうようなコメントをいただいたと思うので、それも踏まえて、計画の実行に移つていけたらいいなというふうに思っています。例えば、皆さんおっしゃるとおり、これは国が示した策定項目に沿つてやつていかなければいけないので、なかなかここからもっと踏み込んでっていうこととか、アレンジしてってことは難しかったかと思うんですけども、例えば、施設の小規模化とか、計画については結構議論できましたけれども、高機能化、児童心理治療施設とか、児童自立支援施設がない中で、児童養護施設にかなり負担をかけている。現状の中で、養護施設の高機能化とか、機能転換も含めた、多機能化の部分については、小規模化も進んでない現状というのもありますけれども、あまり踏み込んだ議論や提案はできなかつたかなと思います。ですが、計画には充分盛り込むことはできなかつたけれども、多分そういったことも、視野に入れた実行が必要だなということと合わせて、国の項目には障害児施設のユニット化っていうのが入つてましたけれども、障害児施設に関する検討も、なかなか、行政の管轄と部署が違うとか、いろんなことがあって、そこまで児童養護施設とかと比べて、そこまで障害児施設のことを考えたり、障害のあるお子さん、堺市の障害のあるお子さんの支援、在宅支援も含めた、社会的養育のあり方については、そこまで議論ができなかつたかなというふうに思います。あと、自立支援の話を福田委員からもしていただきましたが、やっぱりどうしてもその予防的な観点とか、母子保健であつたり、妊産婦支援とか、就学前のお子さんの家庭の支援のところは項目の中にもよく出てくるんですけど、思春期とか高齢時とかの支援、先ほど井上委員の方から、そのこどもの発達段階というか、その時間軸というか、施設に入所してたりとか、生活しているこどものそういう時間の流れみたいなところの視点があまりなかつたかなというご指摘あつたんですけど、自立支援に向けて、小学生、中学生、高校生とか、それぞれ高年齢のこどもも含めた支援をどうしていくのかというところも、今後、このプランを実行していくときに、ちょっと大事にしながら、進めていく必要があるかなというふうに思いました。いろいろこう完璧な計画ってないので、言い出すときりがないというか、これもやりたかった、あれもやりたかったってなるんですけども、でも、冒頭申し上げた、本当に丁寧に進めていただいて、前向きな計画を立てていただいたという感想は変わりません。本当に、岩本さんが熱心に、いろいろ話を委員の皆様のところに、事前の説明も含めて、丁寧に進めていただいたことに、感謝したいと思います。以上で、こちら

の懇話会を締めさせていただきたいと思います。事務局の方にお返ししたいと思います。

○事務局 本当にありがとうございました。それでは、2番のその他の方に移らせていただければというふうに思います。3つ申し上げたいと思うんです。1つ目ですけれども、計画策定の時期です。スケジュール通りできまして、この3月末には、ホームページ上で公表したい、その手前で決裁をとってというところで考えております、そのご報告が1点目。2点目なんですけれども、この懇話会の要綱なんですけれども、委員就任ですね。要綱の中では、3月31日でもって、この任期は一度切れるということになります。本当にありがとうございました。というところなんですが、3点目になります。先ほど言いました通り、8年度、9年度、10年度と毎年毎年チェックを皆様にしていただければというふうに思っています。そのチェックにつきましては、もともと策定時におられた方が一番ベストかなというふうなことも思ったりしますし、また、委員の皆様のご事情もいろいろございますので、また、7年度の途中のどこかで、ご連絡させていただいて、委員のご依頼などなどを、この事務局からさせていただければというふうに思いますので、皆様、この3点目の部分につきましても、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。最後に、前回の会議録を出席していただきました委員さんには、先日、懇話会資料と一緒に送付をさせていただきました。修正などございましたら、3月19日の水曜日までに、ご回答いただければ幸いです。ご負担をおかけしますが、よろしくお願ひ致します。

○司会 それでは、第1回目の懇話会を昨年5月に開催させていただいてから、本日を含め、合計5回開催させていただきました。委員の皆様にはおかげましては、いろいろとお忙しい中お集まりいただきまして、貴重なご意見を頂戴いただきました。誠にありがとうございました。今後とも、堺市の社会的養育に関しまして、ご協力、ご助言を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、本日の資料につきましては、自席に置いていただいて、お帰りいただければと思います。ただ、持ち帰っていただいても結構な資料でございますので、その際は、事務局に一言お声をかけていただければと思います。それでは、本日の懇話会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。